

諮問第 4号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	<p style="text-align: center;">かみやま よねこ 神 山 米 子</p>
○ 任 期	<p>平成 2 4 年 3 月 3 1 日 任期満了 初就任 平成 5 年 1 月 1 5 日      6 期目 (任期 3 年)</p>
○ 選任予定者	
諮問第 5号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	<p style="text-align: center;">く き たかかず 九 鬼 隆 一</p>
○ 任 期	<p>平成 2 4 年 3 月 3 1 日 任期満了 初就任 平成 1 4 年 1 0 月 1 日      3 期目 (任期 3 年)</p>
○ 選任予定者	
諮問第 6号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	<p style="text-align: center;">つじぐち え み こ 辻 口 恵 美 子</p>
○ 任 期	<p>平成 2 4 年 3 月 3 1 日 任期満了 初就任 平成 1 8 年 1 月 1 日      2 期目 (任期 3 年)</p>
○ 選任予定者	
諮問第 7号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現 委 員	<p style="text-align: center;">うらの ゆ み こ 浦 野 祐 美 子</p>
○ 任 期	<p>平成 2 4 年 3 月 3 1 日 任期満了 初就任 平成 2 1 年 4 月 1 日      1 期目 (任期 3 年)</p>
○ 選任予定者	



議案第66号	茨木市保育所における保育に関する条例の一部改正について
<p>○ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年4月からの保育料算定にあたり、平成22年度税制改正における扶養控除の見直しによる影響を可能な限り生じさせないよう、改正前の税額の計算に基づき徴収する。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成24年4月1日</li> </ul>	
議案第67号	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について 11頁参照
<p>○ 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正する条例 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 茨木市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用する条項番号の変更</li> </ul> </li> <li>② 茨木市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用する条項番号の変更</li> <li>・ 施設名称の変更 「指定知的障害児施設等」 → 「指定障害児入所施設等」</li> </ul> </li> <li>③ 茨木市立障害福祉会館条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用する条項番号の変更</li> </ul> </li> <li>④ 茨木市立障害福祉センター条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用する条項番号の変更</li> <li>・ ばら親子教室の位置付けを変更 障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」 → 児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」</li> </ul> </li> <li>⑤ 茨木市こども健康センター条例 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引用する条項番号の変更</li> <li>・ すくすく教室の位置付けを変更 障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス事業」 → 児童福祉法に基づく「児童発達支援事業」</li> </ul> </li> </ol> </li> <li>・ 施行日 平成24年4月1日 ただし、障害者自立支援法第5条の一部改正による項番号の繰り下げに伴う改正は、公布の日又は平成24年1月1日</li> </ul>	

## ○ 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正並びにあけぼの学園の定員の拡充に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

- ①引用する条項番号の変更
- ②あけぼの学園の定員 50人 → 64人
- ③施設名称等の変更  
「知的障害児通園施設 あけぼの学園」  
→ 「児童発達支援センター あけぼの学園」

## ・ 施行日

平成24年4月1日  
ただし、障害者自立支援法第5条の一部改正による項番号の繰り下げに伴う改正は、公布の日

## ○ 茨木市立彩都西コミュニティセンター及び茨木市立三島コミュニティセンターの新設に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

## ①コミュニティセンターの名称及び位置の追加

[名称]	[位置]
茨木市立彩都西コミュニティセンター	茨木市彩都あさぎ一丁目3番4号

[名称]	[位置]
茨木市立三島コミュニティセンター	茨木市西河原二丁目7番12号

## ②利用料金表の室名の統一

「会議室1」「会議室2」	→	「会議室」
「和室1」「和室2」	→	「和室」

## ・ 関係条例の改正

茨木市公民館条例

## ・ 施行日 平成24年4月1日

## ○ 西河原公園の拡大等に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

## ①使用を許可する公園施設の追加・変更

## 〔追加〕

西河原公園 北運動広場  
 西河原公園 庭球場（北）  
 西河原公園 屋内運動場  
 西河原公園 夜間照明（北運動広場及び庭球場（北））

## 〔変更〕

西河原公園 運動広場 → 西河原公園 南運動広場  
 西河原公園 庭球場 → 西河原公園 庭球場（南）

## ②公園施設使用料の追加

屋内運動場（1面 1時間）

一般：1,000円

高校生以下の団体：500円

## 夜間照明

北運動広場（1面 30分） 2,000円

西河原公園 庭球場（北）（1面 30分） 300円

## ③条例中に定める運動広場の使用料を明確化するため、別表に規定

・ 施行日 平成24年4月1日

## ○ 区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図ることに伴う条例の制定

## 主な内容

- ・用途の制限…沿道商業・業務エリア、住宅エリア1（低層エリア）及び住宅エリア2（中低層エリア）ごとに、建築物の制限を規定
- ・敷地面積の最低限度…130㎡以上
- ・高さの最高限度…住宅エリア1（低層エリア）については、10m以下
- ・壁面の位置の制限…建築物の外壁又はこれに代わる柱から道路境界線までの距離が1m以上であること。
- ・垣又はさくの構造の制限…ブロック塀その他これに類するものは、①高さが0.6m以下 ②門 ③門の袖で長さが2m以下
- ・罰則…規定に違反した場合、500,000円以下の罰金

・ 施行日 公布の日

議案第72号	茨木市畑田町南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について 16頁参照
<p>○ 区域内における建築物の制限を定めることにより適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図ることに伴う条例の制定</p> <p>主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用途の制限（以下の建築物以外は建築してはならない。） <ul style="list-style-type: none"> <li>①一戸建ての住宅</li> <li>②一戸建ての住宅で建築基準法施行令第130条の3に掲げるもの</li> <li>③診療所及び診療所兼用住宅（患者の収容施設があるものを除く。）</li> <li>④集会所（近隣住民の集会の用に供するものに限る。）</li> <li>⑤①～④の建築物に附属する自動車車庫</li> </ul> </li> <li>・敷地面積の最低限度・・・100㎡以上</li> <li>・高さの最高限度・・・10m以下</li> <li>・垣又はさくの構造の制限・・・国道171号線を除く道路に面するブロック塀その他これに類するものは、①高さが0.6m以下②門③門の袖で長さが2m以下</li> <li>・罰則・・・規定に違反した場合、500,000円以下の罰金</li> <li>・施行日 公布の日</li> </ul>	
議案第73号	茨木市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 茨木市立老人福祉センター沢池荘</p> <p>○ 指定管理者 大阪府中央区谷町七丁目4番15号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団</p> <p>○ 指定の期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日</p>	
議案第74号	茨木市立老人デイサービスセンターの指定管理者の指定について
<p>○ 施設の名称 ①茨木市立葦原老人デイサービスセンター ②茨木市立沢池老人デイサービスセンター ③茨木市立西河原老人デイサービスセンター ④茨木市立南茨木老人デイサービスセンター</p> <p>○ 指定管理者 ①茨木市畑田町11番25号 社会福祉法人 茨木厚生会 ②④大阪府中央区谷町七丁目4番15号 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 ③茨木市見付山一丁目10番25号 社会福祉法人 慶徳会</p> <p>○ 指定の期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日</p>	

議案第75号	茨木市立障害者デイサービスセンターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	茨木市立障害者デイサービスセンターしみず
○ 指定管理者	茨木市見付山一丁目10番25号 社会福祉法人 慶徳会
○ 指定の期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日
議案第76号	茨木市立コミュニティセンターの指定管理者の指定について
○ 施設の名称	①茨木市立葦原コミュニティセンター ②茨木市立中津コミュニティセンター ③茨木市立庄栄コミュニティセンター ④茨木市立水尾コミュニティセンター ⑤茨木市立郡コミュニティセンター ⑥茨木市立西河原コミュニティセンター ⑦茨木市立穂積コミュニティセンター ⑧茨木市立畑田コミュニティセンター ⑨茨木市立東コミュニティセンター ⑩茨木市立豊川コミュニティセンター ⑪茨木市立彩都西コミュニティセンター
○ 指定管理者	①茨木市新和町21番27号 葦原コミュニティセンター管理運営委員会 ②茨木市桑田町13番29号 中津コミュニティセンター管理運営委員会 ③茨木市庄二丁目26番12号 庄栄コミュニティセンター管理運営委員会 ④茨木市水尾二丁目9番15号 水尾コミュニティセンター管理運営委員会 ⑤茨木市郡五丁目12番11号 郡コミュニティセンター管理運営委員会 ⑥茨木市西河原北町7番21号 西河原コミュニティセンター管理運営委員会 ⑦茨木市下穂積一丁目7番5号 穂積コミュニティセンター管理運営委員会 ⑧茨木市畑田町3番6号 畑田コミュニティセンター管理運営委員会 ⑨茨木市学園町4番18号 東コミュニティセンター管理運営委員会 ⑩茨木市藤の里二丁目16番8号 豊川コミュニティセンター管理運営委員会 ⑪茨木市彩都あさぎ一丁目3番4号 彩都西コミュニティセンター管理運営委員会
○ 指定の期間	平成24年4月1日～平成27年3月31日

議案第77号	市営土地改良事業の施行について																
<p>○ 平成23年5月の梅雨前線豪雨、7月発生の豪雨及び、9月発生の台風第12号により被災した農地の災害復旧事業の施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業名 農林水産業施設災害復旧事業</li> <li>・総事業費 2,935,000円</li> <li>・施行場所 茨木市大字銭原131番地ほか3か所</li> <li>・事業期間 平成23年12月16日～平成26年3月31日</li> <li>・根拠法 土地改良法第96条の2第2項</li> </ul>																	
議案第78号	平成23年度大阪府茨木市一般会計補正予算（第3号）																
<p>○ 補正額 △729,631千円（補正後 82,443,771千円－補正前 83,173,402千円）</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">（歳入）</td> <td style="width: 50%;">（歳出）</td> </tr> <tr> <td>・地方特例交付金 △21,454千円</td> <td>・人件費 85,607千円</td> </tr> <tr> <td>・地方交付税 277,276千円</td> <td>・物件費 △87,831千円</td> </tr> <tr> <td>・分担金及び負担金 2,376千円</td> <td>・扶助費 △981,176千円</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金 △977,221千円</td> <td>・補助費等 45,862千円</td> </tr> <tr> <td>・府支出金 △2,325千円</td> <td>・投資的経費 207,907千円</td> </tr> <tr> <td>・寄附金 5,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・諸収入 △13,283千円</td> <td></td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続費補正 <ul style="list-style-type: none"> <li>（追加）幼稚園保育室エアコン整備事業 69,870千円</li> </ul> </li> <li>・繰越明許費補正 <ul style="list-style-type: none"> <li>（追加）小学校屋上防水事業 67,124千円</li> <li>（追加）中学校屋上防水事業 14,256千円</li> <li>（追加）青少年野外活動センタートイレ改修事業 41,480千円</li> </ul> </li> <li>・債務負担行為補正 <ul style="list-style-type: none"> <li>（追加）指定管理者の指定を行う施設について、指定管理の期間及び指定管理料の限度額を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・茨木市立老人福祉センター沢池荘 施設管理経費27,000千円及び市が必要と認める事業実施経費</li> <li>・茨木市立障害者デイサービスセンターしみず 84,000千円</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>		（歳入）	（歳出）	・地方特例交付金 △21,454千円	・人件費 85,607千円	・地方交付税 277,276千円	・物件費 △87,831千円	・分担金及び負担金 2,376千円	・扶助費 △981,176千円	・国庫支出金 △977,221千円	・補助費等 45,862千円	・府支出金 △2,325千円	・投資的経費 207,907千円	・寄附金 5,000千円		・諸収入 △13,283千円	
（歳入）	（歳出）																
・地方特例交付金 △21,454千円	・人件費 85,607千円																
・地方交付税 277,276千円	・物件費 △87,831千円																
・分担金及び負担金 2,376千円	・扶助費 △981,176千円																
・国庫支出金 △977,221千円	・補助費等 45,862千円																
・府支出金 △2,325千円	・投資的経費 207,907千円																
・寄附金 5,000千円																	
・諸収入 △13,283千円																	
報告第20号	平成23年度上半期大阪府茨木市財政状況報告について																
○ 平成23年9月30日現在の財政状況の報告																	
報告第21号	平成23年度上半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について																
○ 平成23年9月30日現在の業務状況の報告																	



## 障害児支援の充実に向けた体系移行について

### 【障害児支援の充実】

障害児をひとりの子どもとして尊重し、地域の身近なところで利用し易い療育支援が提供できるよう、現行の障害種別ごとに区分された施設体系を通所・入所の利用形態別に一元化するとともに相談・助言機能等を付加することなどにより、障害児支援の充実を図る。

⇒ 障害児支援については、根拠法令を「障害者自立支援法」から「児童福祉法」に位置づけ、「児童発達支援」として事業を展開する。

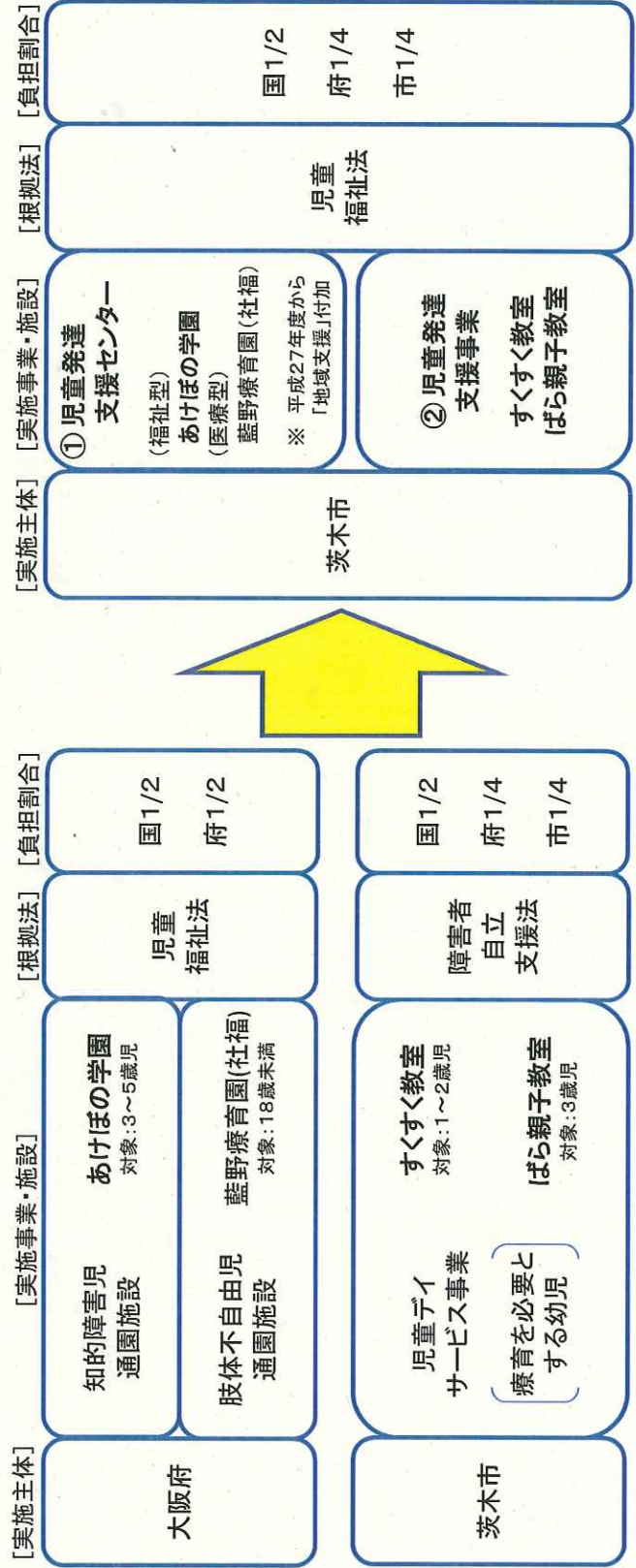
「児童発達支援の2類型」

- ① 児童発達支援センター：身近な地域における通所支援機能に加え、専門知識を活かした保育所等訪問支援などの「地域支援」を行う地域の中核的な療育支援施設（「地域支援」の実施は平成27年4月まで経過措置あり）
- ② 児童発達支援事業：身近な療育の場として、利用障害児やその家族に対する支援を行う通所施設

### ◆ 障害児施設等における児童発達支援の体系移行イメージ ◆

《現行（平成24年3月まで）》

《今後（平成24年4月から）》



茨木市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行 分		改 正 分	
別表第1		別表第1	
第4条に定める公園施設		第4条に定める公園施設	
中央公園	公園施設名 庭球場 夜間照明	中央公園	公園施設名 南運動広場 北運動広場 庭球場 夜間照明 (南運動広場、北運動広場及び庭球場)
郡山公園	庭球場	郡山公園	庭球場
西河原公園	庭球場	西河原公園	南運動広場 北運動広場 庭球場 (南) 庭球場 (北)
若園公園	庭球場	若園公園	屋内運動場 夜間照明 (北運動広場及び庭球場 (北))
島3号公園	夜間照明	島3号公園	運動広場 庭球場 大運動広場 小運動広場 夜間照明 (大運動広場及び小運動広場)
		沢良宜公園	運動広場
		水尾公園	運動広場

現 行 分

別表第2

第4条に定める施設の使用料

施設名	単位	期間	金額	
			高校生以下の団体	一般
庭球場	一面	1時間	250円	500円
夜間照明	庭球場一面	30分		300円
	南運動広場一面	30分		1,500円
	北運動広場一面	30分		1,500円
島3号公園	大運動広場一面	30分		2,500円
	小運動広場一面	30分		1,000円

備考

- 1 使用時間に1時間又は30分未満の端数を生じたときは、1時間又は30分として計算する。
- 2 使用者の住所（法人その他の団体にあつては、その所在地とする。）が市外であるときの使用料の額は、当該使用料の額に10割の額を加算した額とする。ただし、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者が使用するときの使用料の額は、本表に定める使用料の額を適用する。
- 3 高校生以下の団体とは、2人以上の高校生以下の者で構成される団体をいう。

改 正 分

別表第2

第4条に定める施設の使用料

施設名	単位	期間	金額	
			高校生以下の団体	一般
運動広場	一面	1時間	250円	550円
庭球場	一面	1時間	250円	500円
屋内運動場	一面	1時間	500円	1,000円
夜間照明	南運動広場一面	30分		1,500円
	北運動広場一面	30分		1,500円
	庭球場一面	30分		300円
西河原公園	北運動広場一面	30分		2,000円
	庭球場（北）一面	30分		300円
島3号公園	大運動広場一面	30分		2,500円
	小運動広場一面	30分		1,000円

備考

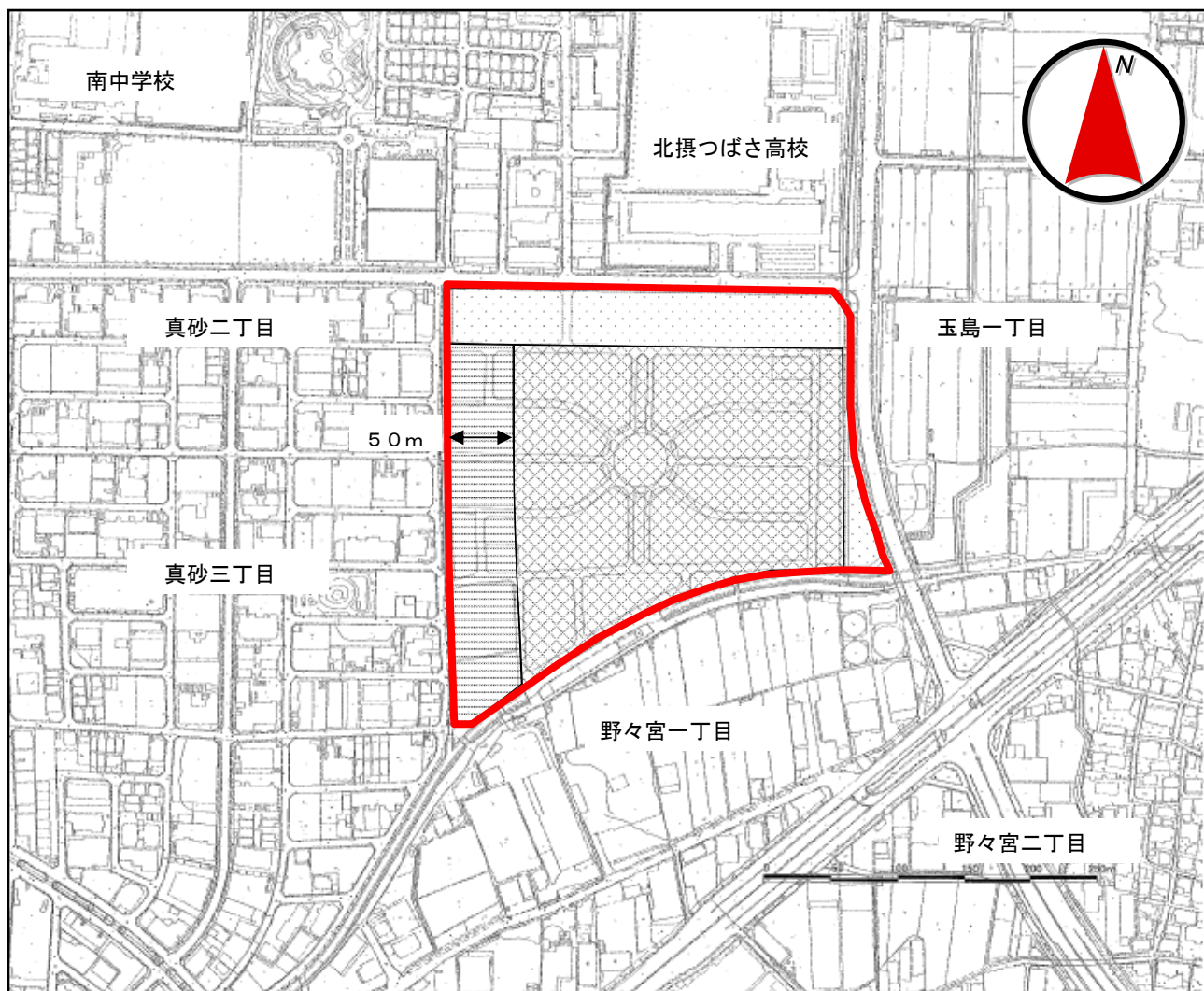
- 1 高校生以下の団体とは、2人以上の高校生以下の者で構成される団体をいう。
- 2 使用者の住所（法人その他の団体にあつては、その所在地とする。）が市外であるときの使用料の額は、当該使用料の額に10割の額を加算した額とする。ただし、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び市内に存する学校に在学する者が使用するときの使用料の額は、本表に定める使用料の額を適用する。
- 3 運動広場及び屋内運動場を使用する者が会費、入場料その他これらに類する料金を徴収するときの使用料の額は、当該使用料の額に10割の額を加算した額とする。
- 4 使用時間に1時間又は30分未満の端数を生じたときは、1時間又は30分として計算する。



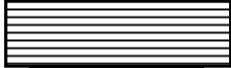

### 西河原公園平面図(拡大部分)



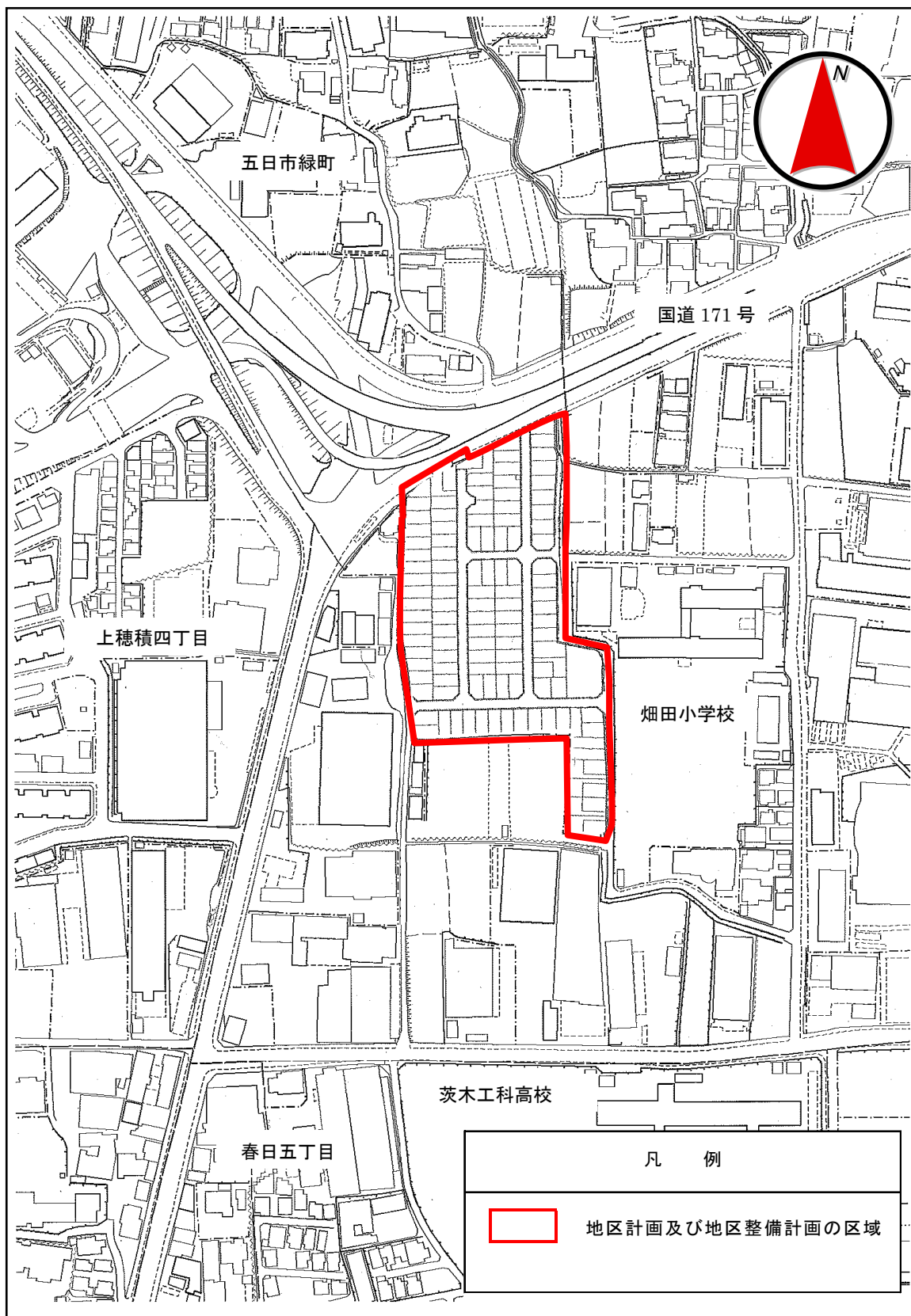


### 真砂・玉島台地区地区計画 計画図



凡 例	
	地区計画及び地区整備計画の区域
	住宅エリア 1 (低層エリア)
	住宅エリア 2 (中低層エリア)
	沿道商業・業務エリア

### 畑田町南地区地区計画 計画図



## 平成23年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

(単位：千円)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特 定 財 源	一 般 財 源	
9 地方特例交付金	21,454		21,454	
10 地方交付税	277,276		277,276	普通交付税 277,276
12 及び 負担金 分 担 金	2,376	2,376		農村振興総合整備事業分担金 1,888 農林水産施設災害復旧費分担金 488
14 国庫支出金	977,221	977,221		子ども手当負担金 979,713 耕地等災害復旧費補助金 2,492
15 府 支 出 金	2,325	2,325		ホーム入自立支援事業補助金 20,885 緊急雇用創出事業臨時特例 基金事業費補助金 28,371
17 寄 附 金	5,000	5,000		一般寄附金 5,000
20 諸 収 入	13,283	4,123	9,160	競艇組合配分金 8,110 ホーム入自立支援事業負担金 4,193 競艇事業貸面市交付金 1,050
補 正 額 A	729,631	976,293	246,662	
補正前の予算額 B	83,173,402	29,185,939	53,987,463	
補正後の予算額 A + B	82,443,771	28,209,646	54,234,125	

## 平成23年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳出)

(単位：千円)

款	予算額	消費的経費				投資的経費	その他の経費
		人件費	物件費	扶助費	補助費等		
01 議会費	2,841	2,841					
02 総務費	111,852	175,008	57,837		3,731	1,588	
03 民生費	933,840	10,191	17,894	981,176	48,599	8,966	
04 衛生費	27,809	12,782	5,468		49	20,544	
05 労働費	869		674		195		
06 農林水産業費	3,319	2,188			1,131		
07 商工費	13,127	12,495	632				
08 土木費	12,544	7,634	23,677		3,687	188	
09 消防費	11,368	5,226	217			5,925	
10 教育費	108,616	76,876	17,220		1,318	204,030	
補正額 A	729,631	85,607	87,831	981,176	45,862	207,907	
補正前の予算額 B	83,173,402	15,077,785	15,315,749	23,325,929	5,449,393	10,061,921	13,942,625
補正後の予算額 A + B	82,443,771	15,163,392	15,227,918	22,344,753	5,495,255	10,269,828	13,942,625



# 12月補正予算の内容について

## 1 基本方針

普通交付税の追加財源を活用し翌年度以降実施予定の保育所・教育施設等の整備を前倒しすることにより、保育・教育環境の改善を図る。

また、寄附金を活用し、授業力向上を図るための備品を購入する。

## 2 主な内容

### (1) 事業の早期実施による保育・教育環境の改善を図る事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
保育所		14,600		14,600
公立保育所エアコン更新	公立保育所の0・1歳児クラス等の保育室及び調理室のエアコンを経年による機能劣化に伴い更新する。 10保育所(保育室24台、調理室6台)	12,600		12,600
鮎川保育所水遊び場補修	経年劣化に伴い、鮎川保育所水遊び場の補修を行う。	2,000		2,000
幼稚園		42,228		42,228
幼稚園保育室エアコン整備	教育環境の改善を図るため幼稚園保育室にエアコンを整備する。13園、51台【平成23~24年度継続事業】	42,228		42,228
小・中学校		96,761		96,761
中学校ランチサービス施設整備	平田中学校のランチサービス事業開始に向け、施設整備及び備品購入を行う。	15,381		15,381
小・中学校屋上防水工事	小・中学校屋上防水工事を行う。 小学校4校5棟、中学校1校1棟	81,380		81,380
その他施設		71,388		71,388
青少年野外活動センタートイレ洋式・水洗化工事	青少年野外活動センターのトイレを洋式・水洗化する。 (第3・4キャンプ場)	41,480		41,480

あけぼの学園施設改修	経年劣化に伴い、幼児用手洗い器や教室入口の建具、屋外プールの改修を行う。	7,564		7,564
環境衛生センター洗車場整備	環境事業課（学園町分室）と環境衛生センターの平成24年4月からの一元化に向け、環境衛生センターに洗車場を整備する。	22,344		22,344
<b>合 計</b>		<b>224,977</b>		<b>224,977</b>

## （２）寄附金を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
学校教育		5,250	5,000	250
中学校教育備品の購入	茨木カンツリー倶楽部からの寄附金を活用し、ICTによる「わかる授業づくり」の実践に向け、授業教材等の拡大投影ができる書画カメラを中学校全教室に配備する。 【歳入】一般寄附金 5,000	5,250	5,000	250

## （３）継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
継続費		69,870
幼稚園保育室エアコン整備事業	幼稚園保育室エアコン整備事業 [総額] 69,870 [年割額] (H23) 27,948 (H24) 41,922	69,870
繰越明許費		122,860
小学校屋上防水事業	翌年度以降実施予定の事業を前倒して実施するが、12月議会の議決後の施工となり、年度内の竣工が困難であるため。	67,124
中学校屋上防水事業	翌年度以降実施予定の事業を前倒して実施するが、12月議会の議決後の施工となり、年度内の竣工が困難であるため。	14,256
青少年野外活動センタートイレ改修事業	翌年度以降実施予定の事業を前倒して実施するが、12月議会の議決後の施工となり、年度内の竣工が困難であるため。	41,480
債務負担行為		
老人福祉センター指定管理料	老人福祉センター沢池荘の指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成24年度～平成26年度 [限度額]施設管理経費27,000千円及び市が必要と認める事業実施経費	施設管理経費27,000千円及び市が必要と認める事業実施経費
障害者デイサービスセンター指定管理料	障害者デイサービスセンターしみずの指定管理者の指定に伴い、期間及び指定管理料の限度額を設定する。 [期間]平成24年度～平成26年度 [限度額]84,000千円	84,000